

九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この組織は、九州半導体・エレクトロニクスイノベーション協議会（以下「協議会」という。）と称する。

第2章 目的及び事業

(目的)

第2条 協議会は、九州地域において、半導体産業、FPD産業、エレクトロニクス産業並びに関連産業（以下「半導体・FPD・エレクトロニクス関連産業」という。）に携わる産学官の関係者の組織として設立するものであり、半導体・FPD・エレクトロニクス関連産業技術の振興を通じて、九州が世界に通用する競争力を有した半導体・FPD・エレクトロニクス関連産業集積を形成していくとともに、半導体・FPD・エレクトロニクス関連産業技術を軸とした新事業・新産業の創出を図ることにより、九州経済社会の活力の向上に積極的に貢献する。

(事業)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 半導体・FPD・エレクトロニクス関連産業技術の振興を図るための企業・団体・研究者・行政間の意見情報の交換
- (2) 半導体・FPD・エレクトロニクス関連産業技術に関するプロジェクトの発掘・育成・支援
- (3) 半導体・FPD・エレクトロニクス関連産業技術に関する産業界と大学の連携・交流事業
- (4) 半導体・FPD・エレクトロニクス関連産業技術に関する地方自治体、大学等の活動支援
- (5) 半導体・FPD・エレクトロニクス関連産業技術に関する幅広い情報発信事業
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(会員)

第4条 協議会の会員は、正会員、個人会員、賛助会員及び特別会員とする。

- 2 正会員は、協議会の目的に賛同し、協議会の活動を推進する法人及び個人並びにこれらの者を構成員とする団体とする。
- 3 個人会員は、協議会の目的に賛同し、協議会からのサービスを楽しむ個人とする。
- 4 賛助会員は、協議会の目的に賛同し、協議会からのサービスを楽しむ九州域内に事業所を持つ法人とする。
- 5 特別会員は、協議会の目的に賛同し、協議会活動を支援する国の機関及び九州地域における半導体・FPD・エレクトロニクス関連産業の振興に特に貢献のあった者とする。

(権利)

第5条 正会員は、総会における表決権、協議会事業を提案する権利及び協議会事業の各種サービスを楽しむ権利を有する。

2 個人会員、賛助会員は、及び特別会員は、協議会事業の各種サービスを楽しむ権利を有する。なお、賛助会員は、第1項の行為において、正会員の支援及び援助に繋がる場合は、会員と協働した第1項の行為に参加することが出来る。

(入会)

第6条 協議会に入会を希望する者は、所定の様式により会長に申込書を提出し、その承認を得なければならない。

2 法人又は団体たる会員にあっては、法人(賛助会員の場合は事業所)又は団体の代表者として協議会に対してその権利を行使する一人の者を定め、会長に届け出なければならない。

3 会員たる資格の取得の時期は、会費の納入が確認されたときとする。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費規則により、会費を納入しなければならない。

(退会)

第8条 会員は、退会しようとするときは別に定める退会届を会長に提出しなければならない。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当するときは、役員会において役員^の4分の3以上の議決に基づき、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 協議会の目的若しくは事業を妨げ、又は協議会の名誉を傷つける行為をしたとき

(2) 協議会の規約に違反したとき。

(3) 会費を1年以上滞納したとき。

2 会長は、除名の決議があったときは、その旨をその会員に書面をもって通知するものとする。

(拋出金品の不返還)

第10条 会員が第7条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、既に納入した会費及びその他の拋出金品は返還しない。

第4章 役員等

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

(1) 理事 36人以内

(2) 監事 2人以内

2 理事のうち、1人を会長、5人以内を副会長とする。

(選任)

第12条 理事は、総会において正会員の中から選任する。

- 2 会長及び副会長は、役員会において理事の互選により定める。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。
- 4 監事は、総会において会員の中から選任する。

(職務)

第13条 会長は、協議会を代表し、その会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは会長が指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、協議会の事業執行に関する事項について審議する。
- 4 監事は次に掲げる業務を行う。
 - (1) 会計を監査すること。
 - (2) 会計及び業務の執行について、不正の事実を発見したときは、これを総会及び役員会に報告すること。

(役員任期)

第14条 役員任期は原則2年とする。なお、起算日は役員選任が議決された通常総会開催日の翌月1日とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠又は増員により選任された役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第15条 役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決によりこれを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(技術参与)

第16条 協議会に技術参与を置くことができる。

- 2 技術参与は、会長が委嘱する。
- 3 技術参与は、協議会の活動に関する技術的な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べるができる。
- 4 技術参与の任期は、原則2年とする。なお、起算日は役員選任が議決された通常総会開催日の翌月1日とする。ただし、再任を妨げない。

(名誉顧問及び顧問)

第17条 協議会に名誉顧問及び顧問を置くことができる。

- 2 名誉顧問は会長経験者の中から、会長が委嘱する。
- 3 顧問は会長が委嘱する。
- 4 名誉顧問及び顧問は協議会の運営に関する重要な事項について、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 5 名誉顧問及び顧問の任期は、原則2年とする。なお、起算日は役員選任が議決された通常総会開催日の翌月1日とする。ただし、再任を妨げない。

第5章 総会

(種別)

第18条 協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(権能)

第19条 総会は次の事項を審議する。

- (1) 事業活動に関する事項
- (2) 事業計画に関する収支の予算及び決算
- (3) 役員の選任及び解任
- (4) 規約の改定
- (5) その他の重要事項

(招集)

第20条 通常総会及び臨時総会は会長が召集する。

(議長)

第21条 総会の議長は会長以下の出席役員の中から選出する。

(定足数)

第22条 総会は、正会員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第23条 総会の議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第24条 各正会員の表決権は平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電子メール又は代理人をもって表決権を行使し、又は他の正会員に表決を委任することができる。
- 3 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。
- 4 第2項の規定により表決権を行使する会員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

第6章 役員会

(権能)

第25条 次の事項の他、協議会の事業の執行に関する事項、その他会長または副会長が必要と認める事項について審議、処理するため、役員会を置く。

- (1) 事業活動に関する事項
- (2) 事業計画に関する収支の予算及び決算

- 2 会長は緊急を要する事項について役員に書面による表決を求め、役員会の議決に代えることができる。この場合においては、次の役員会に報告しなければならない。

(開催)

第26条 役員会は、必要に応じて会長または会長が指名した副会長が招集し、役員会の

議長は、会長または会長が指名した副会長がこれにあたる。なお、副会長が招集する場合にあっては、役員会開催の事前及び事後に、その内容等を会長に報告する。

2 ただし、次の各号の一に該当する場合に臨時に開催する。

- (1) 役員現在数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (2) 第13条第4項第2号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(定足数)

第27条 役員会は、役員の2分の1以上の出席をもって成立する。

(議決)

第28条 役員会の議事は、この規約に規定するもののほか、出席した役員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第29条 やむを得ない理由のため役員会に出席できない役員は、あらかじめ通知された事項について、書面、電子メール又は代理人をもって表決権を行使し、又は他の役員に表決を委任することができる。

2 前項の代理人は、代理権を証する書面を会議ごとに議長に提出しなければならない。

3 第1項の規定により表決権を行使する役員は、前2条の規定の適用については出席したものとみなす。

第7章 企画運営委員会

(企画運営委員会)

第30条 協議会の事業の円滑な遂行を図るため、企画運営委員会を置く。

2 企画運営委員会の委員長は会長が指名する。

3 企画運営委員会には、委員長の決定によりワーキンググループ(WG)を設置することができる。

4 企画運営委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

(部会)

第31条 協議会の事業の円滑な遂行を図るため、企画運営委員会の下に部会を置く。

2 部会の部会長及び副部会長は、企画運営委員長が指名する。

3 部会の組織及び運営に関して必要な事項は、企画運営委員長が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第32条 協議会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 年会費
- (2) 事業に伴う収入
- (3) その他の収入

(財産の管理)

第33条 協議会の財産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決による。ただし、経

理処理については一般財団法人九州地域産業活性化センター会長に委任する。

(経費の支弁)

第34条 協議会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第35条 協議会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、会長が作成し、毎会計年度開始前に総会の議決を経るものとする。ただし、当該会計年度開始前に総会を開催できない場合にあっては、役員会の議決によることを妨げない。この場合においては、当該会計年度の開始の日から3月以内に総会の議決を得るものとする。なお、固定費の内の、事務局維持に係わる経費(事務所賃借料・光熱費・通信費等)、人件費(マネージャ・補助職員)、ホームページ維持・管理費及び変動費の内の消耗品取得費並びに会長と企画運営委員長が早期取り組む必要があると認めた事業は、役員会の議決を得ずに予算の執行ができる。

(事業報告及び決算)

第36条 協議会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、会長が事業報告書、収支計算書、貸借対照表、及び財産目録等を作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経て、その会計年度終了後、3月以内に会員に報告しなければならない。

(会計年度)

第37条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 事務局

(事務局)

第38条 協議会は、事務局を一般財団法人九州地域産業活性化センターに置く。
2 事務局の運営に関し、必要な事項は会長が別に定める。

第10章 解散

(解散)

第39条 協議会は総会の決議により解散する。

第11章 雑則

第40条 この規約に定めるものの他は、必要な事項について会長が別に定める。

附則(平成15年5月13日)

- 1 当分の間、総会を役員総会とし、出席した役員過半数によって議事を決することとする。
- 2 会費の納入については、必要に応じて今後別途定めるものとする。
- 3 この規約は、平成15年5月13日から施行する。

附則（平成19年4月1日）

- 1 この規約は、平成19年4月1日から施行する。

附則（平成19年5月9日）

- 1 この規約は、平成19年5月9日から施行する。

附則（平成22年7月27日）

- 1 この規約は、平成22年7月27日から施行する。

附則（平成23年7月7日）

- 1 この規約は、平成23年7月7日から施行する。

附則（平成24年5月31日）

- 1 この規約は、平成24年5月31日から施行する。

附則（平成25年6月18日）

- 1 この規約は、平成25年6月18日から施行する。